

山形市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則新旧対照表

まちづくり政策部まちづくり政策課

改正後	改正前
<p>(条例第5条第1項に規定する開発行為の要件)</p> <p>第9条 条例第5条第1項の表の右欄に掲げる予定建築物の用途は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) ー略ー</p> <p>(4) 準工業型産業区域、ターミナル倉庫型産業区域及び流通業務型産業区域に建築することができる工場、倉庫その他これらに類するもの次に定める要件</p> <p>ア～エ ー略ー</p> <p>オ 予定建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離が、次に掲げる予定建築物の敷地面積の区分に応じ、それぞれ次に定める距離以上であること。<u>ただし、当該予定建築物が開発許可等を受けて立地している既存の建築物である場合は、この限りでない。</u></p> <p>(ア)～(ウ) ー略ー</p> <p>カ～ク ー略ー</p> <p>ケ <u>山形市景観計画（平成31年4月策定）に定める景観形成基準（以下「景観形成基準」という。）に基づき、予定建築物の外壁及び屋根の色彩は、同計画に定める景観類型別色彩基準（以下「景観類型別色彩基準」という。）に適合するものであること。ただし、当該予定建築物が開発許可等を受けて立地している既存の建築物である場合は、この限りでない。</u></p> <p>コ ー略ー</p> <p>(5) 準工業型産業区域における工場等の建築を目的とした土地の分譲及</p>	<p>(条例第5条第1項に規定する開発行為の要件)</p> <p>第9条 条例第5条第1項の表の右欄に掲げる予定建築物の用途は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)～(3) ー略ー</p> <p>(4) 準工業型産業区域、ターミナル倉庫型産業区域及び流通業務型産業区域に建築することができる工場、倉庫その他これらに類するもの次に定める要件</p> <p>ア～エ ー略ー</p> <p>オ 予定建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離が、次に掲げる予定建築物の敷地面積の区分に応じ、それぞれ次に定める距離以上であること。</p> <p>(ア)～(ウ) ー略ー</p> <p>カ～キ ー略ー</p> <p>ケ <u>山形市景観条例（平成8年市条例第20号）第15条第1項に規定する大規模建築物等景観誘導基準（平成11年策定。以下「景観基準」という。）の規定に基づき、予定建築物の外壁及び屋根の色彩は、低彩度の落ち着いた色を基調とすること。</u></p> <p>コ ー略ー</p> <p>(5) 準工業型産業区域における工場等の建築を目的とした土地の分譲及</p>

改正後	改正前
<p>び工場等とその土地の一体的な分譲 次に定める要件 ア～オ 一略一</p> <p>カ 予定建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離が、次に掲げる予定建築物の敷地面積の区分に応じ、それぞれ次に定める距離以上であること。<u>ただし、当該予定建築物が開発許可等を受けて立地している既存の建築物である場合は、この限りでない。</u></p> <p>(ア)～(ウ) 一略一</p> <p>キ～ケ 一略一</p> <p>コ <u>景観形成基準</u>の規定に基づき、予定建築物の外壁及び屋根の色彩は、<u>景観類型別色彩基準に適合するものである</u>こと。<u>ただし、当該予定建築物が開発許可等を受けて立地している既存の建築物である場合は、この限りでない。</u></p> <p>サ 一略一</p> <p>(6) 準工業型産業区域、ターミナル倉庫型産業区域及び流通業務型産業区域に建築することができる事務所 次に定める要件 ア～エ 一略一</p> <p>オ 予定建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離が1.5メートル以上であること。<u>ただし、当該予定建築物が開発許可等を受けて立地している既存の建築物である場合は、この限りでない。</u></p> <p>(ア)～(ウ) 一略一</p> <p>カ・キ 一略一</p> <p>ク <u>景観形成基準</u>の規定に基づき、予定建築物の外壁及び屋根の色彩は、<u>景観類型別色彩基準に適合するものである</u>こと。<u>ただし、当該予定建築物が開発許可等を受けて立地している既存の建築物である場合は、この限りでない。</u></p> <p>ケ 一略一</p>	<p>び工場等とその土地の一体的な分譲 次に定める要件 ア～オ 一略一</p> <p>カ 予定建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離が、次に掲げる予定建築物の敷地面積の区分に応じ、それぞれ次に定める距離以上であること。</p> <p>(ア)～(ウ) 一略一</p> <p>キ～ケ 一略一</p> <p>コ <u>景観基準</u>の規定に基づき、予定建築物の外壁及び屋根の色彩は、<u>低彩度の落ち着いた色を基調とする</u>こと。</p> <p>サ 一略一</p> <p>(6) 準工業型産業区域、ターミナル倉庫型産業区域及び流通業務型産業区域に建築することができる事務所 次に定める要件 ア～エ 一略一</p> <p>オ 予定建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離が1.5メートル以上であること。</p> <p>(ア)～(ウ) 一略一</p> <p>カ・キ 一略一</p> <p>ク <u>景観基準</u>の規定に基づき、予定建築物の外壁及び屋根の色彩は、<u>低彩度の落ち着いた色を基調とする</u>こと。</p> <p>ケ 一略一</p>

改正後	改正前
<p>(7) 事務所型産業区域に建築することができる事務所 次に定める要件 ア～エ ー略ー</p> <p>オ 予定建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離が1.5メートル以上であること。<u>ただし、当該予定建築物が開発許可等を受けて立地している既存の建築物である場合は、この限りでない。</u></p> <p>(ア)～(ウ) ー略ー</p> <p>カ・キ ー略ー</p> <p>ク <u>景観形成基準</u>の規定に基づき、予定建築物の外壁及び屋根の色彩は、<u>景観類型別色彩基準に適合するものである</u>こと。<u>ただし、当該予定建築物が開発許可等を受けて立地している既存の建築物である場合は、この限りでない。</u></p> <p>ケ ー略ー</p>	<p>(7) 事務所型産業区域に建築することができる事務所 次に定める要件 ア～エ ー略ー</p> <p>オ 予定建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線及び隣地境界線までの距離が1.5メートル以上であること。</p> <p>(ア)～(ウ) ー略ー</p> <p>カ・キ ー略ー</p> <p>ク <u>景観基準</u>の規定に基づき、予定建築物の外壁及び屋根の色彩は、<u>低彩度の落ち着いた色を基調とする</u>こと。</p> <p>ケ ー略ー</p>